

Title	新律綱領編纂関係者考
Sub Title	
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1948
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.21, No.12 (1948. 12) ,p.41- 54
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19481201-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新律綱領編纂關係者考

手塚 豊

- 一 はしがき
 - 二 起草委員の任免
 - 三 刑部省審査會議と、その關係者
 - 四 太政官審査會議と、その關係者
 - 五 新律成功の論功行賞
 - 六 むすび
- 後記 起草委員の略歴

一 はしがき

明治政府がはじめて全國に施行するために制定した刑法である「新律綱領」の編纂關係者については、從來、かならずしも明らかになつてはいない。穂積陳重博士は、水本成美、長野文炳、鶴田皓、村田保の四名が編纂者であるとされていた。「新律綱領」の編纂過程に關して、もつとも詳しい研究を發表された小早川欣吾教授は、「明治法制史論」において、それに津田眞道

を加えた五名の者が「刑律取調料」として「新律調査に従事」したといわれたこともあつたが、その後の著述においては、次のごとくさらに多數の人々を編纂關係者として推定されている。

當時の刑部省は卿は嵯峨實愛、大輔は佐々木高行、大丞は青木信寅、權大丞澤簡徳、少丞は鳥居重雄、鹽坪恭信であつて、大判事として伊丹重賢、松本暢、水本成美、少判事村中公知、岡内重俊、宮崎臣貞等が居た。又後には津田眞道も中判事となつてゐる。おそらく此等の者が「新律提綱」(新律綱領の草案、手塚註)の編纂に關係したもので、鶴田彌太郎、長野卓之允等も亦「新律提綱」の編纂に何等かの關係を有したものと推察して差支へなきが如くである。

これは、刑部省の起草委員、審査委員全部を含む意味の推察であらうが、その區別には論及されていない。

また、小林好信氏は「新律の編輯に従事」したのは「水本成美を主任に、鶴田皓、長野文炳を助役」であるとし、赤堀又次

鄭氏は「新律綱領は(中略)明律を母法とし生れたもの由。生の親は平朝臣良弼の由」と、村岡良弼一人をあげている。私はこの小論において、「新律綱領」編纂關係の資料を整理、考證し、その編纂に參與した人々の氏名と役割を、幾分なりとも明確にしたいと思ふ。

- (1) 穂積陳重「法窓夜話」二六頁。
- (2) 小早川欣吾「明治法制史論」公法之下巻九八三頁。
- (8) 小早川欣吾「續明治法制叢考」一七頁。
- (4) 小林好信「明治維新と刑法の撰定」法學論叢第九八巻第五號一二二頁。
- (5) 赤堀又次郎「近衛本、大唐六典、物徂徠の明律國字解」、書物展望第一一巻第一號六頁。

二 起草委員の任免

編纂關係者の一人であつた村田保は、當時の事情を語る二つの回顧談をのこしている。

明治二年になりまして其二月に刑律を作らなければならぬと云ふことで、それから新律取調と云ふ者を置くことになつて今け大學校ですが其頃の昌平學堂の教員から四人命ぜられた。其人々け水本、鶴田、長野、私も其一人です。(中略)翌三年の十二月二十七日に新律が出来上つて所謂新律綱領と云ふものになつて發布しました。

同二年二月新律編修局ヲ刑法官内ニ設ケ水本保太郎、長野

文炳、鶴田彌太郎、村田虎之助ニ新律取調ヲ仰付ケラレタリ。

これらは、それぞれ二十四年前、四十五年前のことを語つた追憶談のこととて、必ずしも信用しがたい點もあるが、編纂委員としてあげている氏名のみは確實のようである。いま、この談話が示す新律編纂事業を、他の原史料にもとづいてたどつてみたい。

まず、刑法官において、新律編纂委員が任命されたのは、左のごとく明治二年三月であつた。前掲村田談話の「二月説」は記憶の間違ひであらう。

二年三月十八日

津田眞一郎へ達

刑律取調中日々刑法官へ出仕可致事

二年三月十八日

長野卓之允へ達

當官ヲ以刑律取調中刑法官へ出仕可致事

二年三月二十日 昌平學校一等教授 水本成美ニ達

本官ヲ以刑律取調御用被仰付候事 但當分刑法官へ出仕可致事

津田は當時刑法官權判事、長野は昌平學校教授試補であつた。「司法沿革誌」三月十八日の條には「刑律取調掛ヲ置ク」とのみある。こゝで注意すべきは、水本の辭令は「刑律取調御用被仰付」とあるが、津田、長野の二人は當時既に「刑律取調中」であり、ただ「刑法官へ出仕」を命ぜられたことである。これは、津田はすでに左のごとく同年一月十九日刑法官權判事任命

と同時に議事取調兼動となり、鈴木唯一（刑法官判事試補兼議事取調兼動）と共に議事取調局において、刑法取調に従事して来たためである。

辨事ヨリ刑法官へ達 二年正月十四日

刑法官權判事被仰付議事取調兼動 津田眞一郎

同 判事試補被仰付議事取調兼動 鈴木 唯一

刑法（中略）基本取調ノ議ハ方今之大急務ニ候處現場之事實精細通知不致書生論ノ如キ空説ニ屬シ候テハ實ニ不相叶儀ニ付前書之通人撰イタシ本職被仰付議事取調局ニ出仕被仰出度候間其官々諸員トモ合體同カ屹ト實用ニ適ヒ候基本早々取調出來候様有之度御趣意ニ候間此段一應及御掛合候御遠見モ有之候ハハ早々御申越有之度候也。

刑法官がこれに對し「違見」があつたか否かはわからないがおそらくそれを承認し、津田は十九日に發命されたものである。長野に關しては、その官歴書を見るに「元年十一月十七日御雇ヲ以刑法官書記試補申付候事 二年二月十七日、書記試補被免昌平學校出仕申付候事 同年二月十八日、昌平學校教授試補申付候事」とあり、三月十八日以前に刑法取調を命ぜられていた明證を、見出すことは出来ないが、おそらく何等かの形式でそれに關係していたものであろう。前掲村田談話には、水本、長野と同時に村田、鶴田も刑法官へ出仕したようにいうがこれを裏付ける史料を見出し得ない。後述のごとく、村田、鶴田が正式に新律取調を命ぜられたのは、それから數ヶ月後であ

新律編纂領編纂係考

つた。また水本については、それまでの「取調」經歷として明治元年十月二十五日、議政官吏官として「明律取調」を命ぜられたことが判明している。要するに、この刑法官の新律編纂は、それまで水本の「明律考訂」、津田、鈴木の「刑法取調」というやうな個々別々に行つてきた取調事業を刑法官に集成し、はじめ組織的な刑法編纂の第一歩を踏み出した注目すべき出来事と、理解してよからう。

これより約一ヶ月後、すなわち四月十七日に議事取調局が制度寮と改名改組された際、水本、津田兩人は「是迄之職務總而被免制度寮准撰修刑律取調專務被仰付候事」となつた。これは編纂事業が制度寮に移管されたと見るよりも、ただ彼等二人の原職が制度寮に移つたのみで、従前のごとく刑法官へ出仕してその事業を繼續したものと解すべきであらう。

翌五月十八日、制度寮が廢止され、制度取調局となるに及んで、水本はふたたび昌平學校一等教授に戻つたが、なお「本官ヲ以刑律取調御用」は續けている。しかし、津田は「是迄ノ職務被免候事」となり、さらに八月には靜岡藩少參事として赴任した。すなわち彼は「制度寮准撰修」廢官と共に、新律編纂とは全く關係を絶つたのである。その後、彼は翌年間十月三日刑部少判事として刑部省へ戻つたが（同年十二月二十二日、中判事へ昇進）當時すでに後述のごとく新律草案は完成していたのである。かように彼は新律編纂の初期において、わずかに三ヶ月間それに關與したにすぎないのであり、従つて彼を正確

な意味において編纂者に數えることは適當ではなからう。後述のごとく編纂完了後、水本等は賞與を受けているが、津田は「新律編纂」に關する限り何等の賞與をも受けていないのである。それでは、その頃西周とともに西洋法律、政治學の先覺者であつた津田が、もつともその任にふさわしいと思われる「法典編纂」事業から何故斥けられたのであらうか。この事情は「津田眞道傳」(津田道治氏編)にも明らでないが、あたかも當時、復古の氣運は政府部内にみなぎり、王朝時代の官制とともに「律令」の復活が強く要望されていたこととて、西洋法律學の津田よりも、律令學の水本が重要視されたものであらう。若しも津田が水本等と共に最後まで編纂事業に關係していたならば、「新律綱領」には多少とも西洋刑法の影響があたえられたに違いない。しかるに「新律綱領」が純然たる律令系統の刑法であり、西洋刑法攝取の痕跡が全く見られないのは、水本等起草委員の全部が西洋法律の知識を有しない漢學者であつたがためである。

津田の退任後、翌六月(日附不明)には村田保(昌平學校教授、授試補)、七月(日附不明)には鶴田皓(昌平學校教授試補)が、原職のまま刑法官兼勸律取調を命ぜられた。「村田水産翁傳」には、この六月に至つて「新律編修局」が設けられたというが、これは前掲村田談話と若干相違する。談話のごとく初めから「新律編修局」という名稱があつたのか(談話の二月は三月の間違いとすると)、或はまた、水本、長野、村田と揃つてから編

纂會議を「新律編修局」と呼んだものか、その點は明瞭ではない。しかし、當時かゝる名稱が存在したことは、同年七月四日「徒人逃亡セル者ノ處置」に關する京都府伺に對しての刑法官回答中に「新律編修局云々」とあることから見て確實である。小早川教授は「刑律編修局」といわれるが、私の知る限りでは當時の公文書に、そのような名稱を見出し得ない。

七月八日、官制改革の結果、刑法官は廢止となり、刑部省が設けられたが、新律編纂の業は水本が同月二十七日を以て大博士となるに及んでも、なお刑部省兼勸を命ぜられていることから見ても、當然、同省が承繼したことがわかる。長野は同月二十五日、刑部大録に任せられ正式に刑部省に入つた。さらに水本は十月九日、刑部大録事に任せられ、翌三年一月二日、村田は刑部大録に、鶴田は刑部大録にそれぞれ任命された。刑法官廢止後、村田、鶴田が刑部省に兼勸したという明證を缺くが、おそらく原職のまま、刑部省にも出仕し、水本を補佐して編纂事業をつづけたものであらう。

(1) 村田保「法律ノ沿革」(明治二十六年刊)四頁。

(2) 村田保「法制實歴談」、法學協會雜誌第三十三卷第四號(大正三年)一四一頁。

(3) 法規分類大全、刑法律、刑法總、四頁。

(4) 司法省編「司法沿革誌」五頁。

(5) 「元老院勸奏判任官履歷書」津田の項。「百官履歷」の津田の項には「十八日」とある。いずれが正しいかは

明らかでないが、いましばらく前者に據る。

(6) 法規分類大全、官職門、公議所、二六三頁。鈴木唯一

が三月十八日以後、津田等とともに刑法官において、新律編纂に従事した形跡は見出し得ない。彼ののみは、その頃「刑法取調」を解職されたものであるうか。しかし、彼が公議所に提出した「刑法ヲ待タス、私ニ人命ヲ絶ツヲ禁止スルノ議」(議案録、明治文化全集、憲政編、一四二頁)は、その「刑法取調」の結果であるう。

(7) 大日本水産會編「村田水産翁傳」二〇頁。

(8) 小早川欣吾「明治制史論」公法之部下卷九八三頁、「續明治法制叢考」一二頁。

三 刑部省審査會議と、その關係者

かくして、水本を主任とする新律編纂事業は、刑部省内において漸々進行し、明治三年二月には原案審査の段階にまで到達した。この状況は、當時の刑部卿嵯峨實愛の日記(續愚林記)によつて知ることが出来る。

三月二日 騎馬出仕于省新律草稿校合有之(下略)

三月三日 參省律校合如昨日(下略)

三月五日 參省新律之儀ニ付編輯齣昨日來甚當惡之旨大

輔(佐々木高行、手塚註)以下該有之一同衆議

編輯大博士(水本、手塚註)等可申談申合了

新律編纂關係者考

(下略)

二月九日 于省新律編修之儀申合有之省中輔丞判事編輯等

並新參議高行朝臣參會有之(下略)

二月廿四日 於省如何新律提綱草本成ニ付校訂予以下丞判事

等佐々木參議參會也午截止校合(下略)

小早川教授は、この二十四日の記事によつて、同日「新律提綱の草案が成りし事が明白である」といわれるが、私はそうは思はない。何故かといえ、この記事は「新律提綱草本成ニ付」同日も「如何ニ校訂」したというのであつて、草案完成の時期は、それ以前と解されるからである。もちろん、その期日は明らかでないが、新律「校合」の記事がはじめて見える「嵯峨日記」は前掲二月二日の條であり、その記事には「如何」の言葉がない。これは、同日が「校合」の初日であつたと考えてよからう。すなわち、水本等四人の起草に係る草案は、一月末頃完成し、二月二日から刑部卿以下省内の幹部が集まつて起草委員を混えた審査會議が行われたものと、判断されるのである。

二月二十四日から五月の末までに、「如何ニ新律再校」の記事は、「嵯峨日記」に十ヶ所程見えている。しかし、卿の出席しない場合も考えられるから、審査會議の回数はこれより頻繁に行われたものであろう。かくして六月十四日には「新律成功ニ付六册」を、刑部省から政府に進達している。そして、さらに五月五日には再訂草案が、刑部省から進達され、同月十二日から

四五

(七〇五)

草案のまま刑部省管内のみ實施された。⁽⁴⁾

こゝで問題になるのは、「新律提綱」審査會議には、起草委員以外に如何なる人々が參加したかである。前掲「嵯峨日記」には、しばしば「予以下」「輔丞判事」「編輯」「參會」の言葉が見えるが、佐々木高行を除いては具體的人名を述べていない。これを傳える唯一の記録は、次の佐々木高行日記である。⁽⁵⁾

新律綱領六卷刻成る、頒布

右編成け、水本保太郎が主任、鶴田皓、長野文炳が助役にて明治二年より取調べたるに、毎度議論甚しく、水本鶴田は學問上にて、明律を基礎として差出候處、自分等は法律家でない故に意見の相違も屢有之、松本新作^{後ち}、澤簡徳、青水齋^{後ち}、宮信寅^{後ち}、執れも判事にて八釜敷、殆んど叩き合ふ程の事あり、又水本等清書致し來るを、自分筆を執りて添削す、此の如き事にて漸く功を終へたり、全く水本等の力なり。

これは日附を缺くが、新律綱領頒布の日のものである。松本暢は刑部大判事(二年八月二十八日刑部大丞より轉輔)、澤簡徳は刑部大丞(三年一月十九日刑部權大丞より昇進)、青木信寅は刑部大丞(二年八月二十八日判事より昇進)であつた。佐々木は刑部省設置以來、刑部大輔であつたが(刑法官副知事より轉出)、三年二月五日、參議に昇進したにもかゝらず、「刑律取調の善成功候迄當官を以て從前通被仰付候事」と命ぜられ、編纂事業との關係をつけたのである。彼の日記には「新律制定取調は初めより主任なれば、成功まで半途にて他人替りては

不都合なりとの御評議を以て本文の通り被仰付候」といふ「嵯峨日記」(同月七日の條には「佐々木參議當官を以新律御用是迄之通被仰付旨也此事内々予所申立也」とある。これによつて、佐々木が水本等起草委員の直接の指揮者であり、審査會議でも重要な役割を演じたものであることが判明する。このほか、後述の恩賞から推察して、齋藤利行(三年二月七日、申辨より刑部大輔に任、五月十五日退任)も、その在任中は審査に關係したものである。

「新律提綱」の再訂案が、十月五日に刑部省から進達されたことは既に述べたが、これが明治天皇の「於御前讀上」られたのは、十月九日及び十日であつた。「嵯峨日記」には次のごとくある。

九日 新律提綱今日於御前讀上之事被仰付大丞大判事等不殘參上有其儀猶殘之分明十百第九字如今日讀上被仰付之旨(下略)⁽⁷⁾

「大久保利通日記」九日の條にも左の記事がある。⁽⁷⁾
九日 九字參朝於御前刑律書何刑部省々(下略)
明治二年春以來、一年有半を費した新律編纂事業は、この日を以て終結したものと見てよからう。

- (1) 日本史籍協會刊「嵯峨實愛日記」第三に據る。
- (2) 小早川前掲「續明治法制叢考」一六頁。
- (3) 法規分類大全、刑法律、一九四頁
- (4) 前註に同じ。この何と太政官指令け、後述の本文中に

掲げた。

(6) 津田茂磨「明治聖上と臣高行」一〇五頁、一〇六頁。

(7) 日本史新編協會刊「大久保利通日記」下巻に據る。

四 太政官の審査會議と、その關係者

次に太政官において、刑部省提出の原案を、如何なる人が、何時、如何にして審査したかを考察しなければならぬ。この點は從來の新律綱領關係の研究文獻が、全く論究しないところであるが、これは、それに關する直接資料が今日までに見出されてないためであらう。私の知る限りでは、次の副島種臣談話が、それを傳える唯一の資料である。

朝廷に於ては明律を折衷して新律綱領と云ふものを作るべしと云ふ議論に決せられたが、其新律綱領草案の成りたる日は丁度大風の日であつた。起草委員たる司法省(刑部省が正しい。以下同じ。手塚註)の諸官人が太政官に何に來られて即日その新律案審査委員長の任務を私に命ぜられたから其翌日より毎日私自宅に於て新律綱領審査會を開き、各一個條毎に其司法省の主任官人と討論をして、或は之を刪り或は之を修正したることも澤山あつた。

いま、この貴重な談話を手がかりとして太政官の審査狀況を推測したい。

まず、何時その審査が行われたかであるが、私は十月五日再

訂草案進達以前であつたと推定したい。何故かといへば、次の刑部省伺と上申は、十月五日以後「新律提綱」の内容に、何等の修正加除をも行われなかつたことを暗示しているからである。

刑部省伺 三年十月五日

新律提綱再訂奉奏候ニ升テハ(中略)當省ハ從前ノ製律(明治元年刑法官制定、手塚註)ヲ廢シ此新律ヲ以テ今日ヨリ施行仕度尤府藩縣ヘハ迫テ上木ノ上御領布相成度此段奉伺候也但上木ノ義ハ當省ヘ御委任相成候様仕度奉伺候事

指令 三年十月十二日

可爲何之通事

刑部省上申 三年閏十月九日

(前略)新律綱領上梓成功ノ速ナルヲ期シ督責忘ラス然ルニ律文ハ麗嚴ヲ崇ミ一字苟モス可ラサルノミニ非ス府藩縣ニ頒行シテ吏讀ニ便ナラントヲ欲ス故ニ上梓ノ定本刑名ノ輕重等差ハ四ヨリ一字驗カサス惟タ旁訓ヲ施シ句讀ヲ點シ綱字ヲ大字ニ改メ紙格ノ雙行書ヲ單行書ニ換ヘ字句ノ重複スル者ハ削リ不足スル者ハ補フニ至リテハ稿本ト間々少異同ナシト云フ可ラス(中略)上梓定本未ダ進呈セサル前此段申上置候

指令 三年閏十月十八日

聽候候事

すなわち、十月五日進達の新律提綱「再訂案は、いわば確定案であり、これと新律綱領「上梓定本」とは「旁訓を施シ付

讀ヲ斷」する字句の小異があつたにすぎないことが判明する。従つて再訂案進達後、十二月二十日の新律綱領頒布まで約三ヶ月半の期間は、「上梓」のために費されたものであつた。また、再訂案が前述のごとく明治天皇の「於御前讀上」られたことはそれが確定案であつたことを示す有力な證據でもあろう。このように理解するならば、「修正加除」が行われた太政官の審査は十月五日以前の出来事であり、再訂草案というのは太政官の審査案であつたと見なければならぬ。

次にその審査が七月十八日頃まで行われなかつたことを物語る資料がある。

刑部省伺 三年七月十八日

(前略) 假定律(前掲假律の意、手塚註)ハ刑重クシテ條數少ナク提綱ハ刑輕クシテ條數多シ故ニ朝廷仁恤ノ旨趣ヲ奉體シ重キニ從フヲ欲セス輕キニ從ヒ度候間萬機ノ暇提綱速ニ査檢決定被下度(中略)速ニ提綱檢査御下ケ有之度若シ急速御下ケ不相成ハ府縣ハ暫ク之ヲ令キ本省丈ハ提綱權衡ヲ以テ處斷シ停罪四都テ疏除致度此段奉伺候

太政官がこれに對して如何なる指令をあたえたかは不明であるが、前述のごとく新律提綱の刑部省管内實施は十月十二日であつたから、この時太政官は刑部省の申出を拒絶したのであろう。それはともかく、この伺は六月十四日に刑部省の進達した草案を、約一ヶ月を経過した七月十八日に至つても、太政官が審査を行つていなかつたことを示している。

以上に述べた二つの事實で太政官の審査は、七月十八日から十月五日までの間に行われたものと判斷されるが、正確な時日は明らかでない。こゝで前掲副島談話に「草案の成りたる日は丁度大風の日」であり「翌日より審査會を開いた」という一節を注意しなければならぬ。六月十四日(第一草案進達日)から十月五日までの間に、東京地方を訪れた暴風雨は七月十九日と九月八日の二回である。「大風の日」の「翌日」という談話が正しいとすれば、太政官の審査開始日は七月二十日又は九月九日であつたと見なければならぬ。そのいずれであつたかは新しい資料が見出されるまで輕率な推定をさしひかえたい。次に「草案の成りたる日」が「大風」の日という點は、六月十四日(第一草案進達日)及び十月五日(再訂案進達日)前後に暴風雨があつた事實もなく、また前述の説明でわかるように七月十九日、九月八日前後に草案が完成したこともないので、副島の記憶違ひではないかと思われる。

このように太政官の審査會議は、七月二十日或は九月十日以後行われ、その結果若干の「修正加除」が施された草案は刑部省に下付され、同省では修正箇所を書き改めて十月五日、新律提綱再訂案としてふたたび太政官へ進達したものであろう。それではこの會議には如何なる人が参加したであらうか。前掲副島談話からでも確實には委員長副島だけを知り得るにすぎない。司法省の主任官人」といふのは刑部省起草委員のことであらうか。そのほか副島を輔佐して出席したと思われる太政官

側委員を全く知り得ないのは寔に遺憾である。副島參議(二年七月八日任)は、前年末、葬作隣祥に命じて佛蘭西刑法の一部を翻譯せしめ、その譯本を持つてしほば新律編修局を訪れ貴重な助言を行つたと傳えられている。彼は當時の政府首腦者中において、もつとも刑法に關心を有していた人と思われる。従つて彼の審査委員長は最適任者であつたに違いない。

(1) 経歴例談(三)、東邦協會會報第四四號(明治三十一年)三頁。丸山幹治著「副島種臣伯」(昭和十一年、一三七頁)にも、この談話は引用されている。但し出典の明記はなく且つ文章に若干の省略が行われている。

(2) 法規分類大全、刑法律、刑律、一九四頁。

(3) 當時、活版印刷はまだ一般に普及していなかつたので官版「新律綱領」も木版刷りである。それがためこのような長期間を要したものと思はれる。尙、この木版彫刻を行つたのは梅村翠山、木村徳太郎、打田霞山等明治初期における著名な彫工であつたと傳えられている。(木村嘉次「朝岡木村嘉平と其門下」(四)、書物展望第十三巻第七號附録一八頁—二〇頁)。

(4) 法規分類大全、刑法律、刑律、一二五頁。

(5) 小早川教授も同様に理解されている。(前掲「讀明治法綱要考」一八頁)

(6) 「嵯峨日記」及び「木戸孝允日記」に據る。

(7) 九月八日は東京で多数の偶襲家屋と死傷者を出した大

新律綱領編纂關係考

暴風雨であつた。このような大暴風雨であつたればこそ「大風の日」として何時までも副島の記憶に残つたと考えることもできる。とすれば審査開始日は九月九日と成る。

(8) 「草案ができた」のが「大風の日」というのをそのまゝ信用し、これと九月八日(暴風)を結びつけて次のやうな推定も成りたつ。すなわち七月十八日の刑部省何卸下の際、内容不備を理由として草案が差し戻されそれがため刑部省では第二案を準備し、これが完成したのが九月八日であつたと。この推定は副島談話に全て合致する。しかし、もしそうであるならば「嵯峨日記」に第二草案審議の記事がある筈と思われるが、それが見当たらない。従つて疑問を残しておく。

(9) 關嚴律「父祖被殺」の一部「祖父母父母人ニ殺サレ子孫官ニ告ス行兇人ヲ殺ス者ハ杖六十」の刑部省原案(三年五月二十七日、七月四日刑部省何。法規分類大全、刑法律、刑律、一二六頁—一二九頁)が「祖父母父母人ニ殺サレ子孫擅ニ行兇人ヲ殺ス者ハ笞五十」(新律綱領關嚴律)と修正されたのけ太政官審査會議の結果である。これ以外の修正加除け明らかでないが、副島が草案中から大違罪の規定を除去したエピソードはこの會議中の出来事かも知れない。(續前掲「法憲夜話」二六頁以下、村田前掲「法制實歴談」一四

四九 (七〇九)

二頁

(10) この詳しい事情は拙稿「佛蘭西法典の移入」(歴史と生活、第六卷、第五號)参照。

(11) 村田前掲「法制實歴談」一四二頁。

五 新律成功の論功行賞

「新律提綱」がその名を「新律綱領」と改め、全國に頒布されたのは明治三年十二月二十日であり、同月二十七日から施行された。そして翌四年二月には新律成功の論功行賞が行われた。この行賞の種別から編纂事業關係者の役割と、關與の程度が逆説的に推測できるのであつて、それに關する直接資料のきわめて貧弱な今日、寔に貴重な記録といわなければならない。

水本 成美

一、明治四年辛未二月二十五日、新律綱領撰修成功ニ付爲御

賞目錄之通下賜候事

一、絹 三四

一、金壹萬匹

(各通)

鶴田 皓
長野 文炳
村田 保

一、明治四年辛未二月二十五日、新律綱領撰修成功ニ付爲御

賞目錄之通下賜候事

一、絹 一匹

一、金貳千匹

この四人の賞與が他に比較して多いのは、彼等が起草委員として長らく編纂に關係したためであろう。また水本が特に多額を受けているのは、彼が主任であつたことを何よりも雄辯に物語つてゐる。

(各通)

松本 暢
青木 信實

一、明治四年辛未二月二十五日、新律成功ニ付爲御賞別紙目

録之通下賜候事

一、絹 一匹

澤 簡徳

一、明治四年辛未三月新律綱領改撰出来ニ付御褒美絹一匹下

賜

この三人は「佐々木日記」にある刑部省審査會議の出席者である。前掲起草委員とは異なる賞與を受けていることが注意されるべきであろう。澤の分に限つて、文言と時期が違ふのは如何なる意味か、了解に苦しむ。四年三月頃、新律綱領の一部が改正された事實もないので、「改撰出来云々」は文字通りに解さず「新律成功」の意味と見てよからう。

齋藤 利行

一、明治四年辛未二月二十五日、新律綱領撰修成功ニ付爲御

賞別紙目錄之通下賜候事

一、織物壹卷

一、明治四年辛未二月二十五日、新律刊布ニ付爲御賞御末廣
下賜候事

齊藤は、前にも述べたごとく、三年二月七日から五月十五日
まで刑部大輔の職にあり、これは刑部省審査會議開催中に當る
ので、それに出席したものと思われる。宍戸が山口藩權大參事
から刑部少輔に任ぜられたのは、三年十月二十四日であつたか
ら、編纂事業とは直接の関係がない筈であるが、新律綱領頒布
の頃の刑部省には、卿も大輔も在職者がなく、彼が少輔として
事實上の最高責任者であつた。それがため儀禮的な賞與を受け
たのであろう。

總職實愛は、三年十月七日に刑部卿から大納言に轉出したが
在職中の編纂事業の功によつて賞與を受けている。このことは
「百官履歷」所載の「官歴書」には記載されていないが、その日
記によつて知ることができる。

四年二月二十五日 一例刻參朝今日第十字可參上旨昨日被相
催先般刑律新撰其比在職中關其事之間
爲御賞雜物一卷賜之大辨俊政卿(坊城
俊政、手塚註)被傳之謹拜受之候宮内
省長申了今日關其儀之整一同所賜有差
(下略)

なお、當時の刑部省には、小早川教授も指摘されていること
く、丞、判事としてそのほかにも在職者がある。すなわち大判

新律綱領編纂關係考

事として伊丹重賢、少判事として中村公知、岡内重俊、宮崎臣
貞、少丞として鳥居重雄、鹽坪恭信等である。これらの者が、
刑部省審査會議に参加した公算は十分成りたつ。特に、伊丹は
二年八月七日に刑部大判事に任ぜられ、松本、水木の先任者で
あつた。その地位から考えて、彼の出席は確實性が強いが、「元
老院勅奏判任官履歷書」所載の「官歴書」を見ても、行賞の記
事が見當らないので疑問としておく。中村、岡内、宮崎、鳥居
鹽坪等については、私はいまだ「官歴書」を見る機会を有しな
いので、残念ながらいづれとも断定できない。

また、佐々木高行、副島種臣の兩名は、かならず何等かの賞
與を受けた筈であると思われるが、「百官履歷」或は「元老院勅
奏判任官履歷書」等に所載する彼等の「官歴書」に、行賞の記
事がなく、それを知り得ないのは寔に遺憾である。

(1) 十月五日の進達には「新律提綱」とあつたのが、如何
なる理由で改稱されたかは明らかでない。また、その
時期もわからないが、本文に引用した閏十月九日刑部
省上申に「新律綱領」とあるから、その頃までに改
稱が行われたのであろう。

(2) 水本、鶴田、齋藤は「元老院勅奏判任官履歷書」、村岡
は「村田水産翁傳」、宍戸は「百官履歷」、その他はす
べて舊司法省所藏の官歴書に據つた。なお、「法規分類
大全(官職門、臨時官、三九四頁)」には水本、長野だ
けの賞與の記載があり、兩者共に「金貳千圓」とある

が、これは誤りである。

(8)

本文に引用した佐々木日記には、それらの氏名が見當らない。しかし、確實に参加したであろうと思われる。

村田保をあげていない同日記は、全参加者を述べたとは斷言できない。

(4)

舊司法省に所藏されていた彼等の官歴書は戦災のため失われたとのことであるが、現在の私には彼等の官歴を探索する手段を持たない。識者の御教示を待つ。

六 七 二 び

以上で、新律綱領の編纂に關係した人々についての私の未熟な考證を終るが、貧弱な史料と、不確實な點も多いと思われる。數十年後の追憶談を基礎にして、餘りにも想像を巡らしすぎたことをみずから認めざるを得ない。けれども、直接資料の入手、閱覽がきわめて困難の現在、一顧の推測をこころみ、將來の資料發見に備えることも何ほどかの意義は認められるであらう。こゝで、ふたたび私の考證を要約して繰りかえせば次のごとくである。

編纂指導者 佐々木高行(刑法官副知事、刑部大輔、參議)、
起草委員(新律編修局内刑律取調掛)

主任 水本成美、鶴田皓、長野文炳、村田保

刑部省審査會議(三年二月二日—六月十四日以前)出席者
嵯峨實愛(刑部卿)、佐々木高行(前出)、齋藤利行(刑部大

輔、但し二月七日—五月十五日まで)、松本暢(刑部大判事)、澤前徳(刑部大丞)、青木信實(刑部大丞)、及び前掲
起草委員

太政官審査會議(三年七月二十日又は九月九日—十月五日
以前)出席者

委員長 副島種臣(參議)、刑部省官員(起草委員か?)

最後に、赤堀氏があげられた村岡良弼について検討したい。

彼は水本成美の門下生であり、明治二年十一月、大學本校明法科の學生から刑部省に入り史生に任ぜられた。水本との關係から見れば、編纂事業でも水本の助手を務めたことは充分考えられ、彼の「年譜」にも「新律綱領編修」とあるが、行賞その他確實な資料を缺くので疑問を残しておきたい。もちろん、編纂に關係したとしても、彼の地位から考えれば助手の程度であり「生の親」というべきものでないことは明らかである。また、武藤智雄氏が、熊本の律令學者平川清古の塾を紹介され、その門下生の消息を述べられた一節に「明治の初年、長岡護美氏が警保局長として肥前から東上した際隨行した廣田、荒木の二氏のように、新律綱領編纂の一員に加わつた人々もあり云々」とあるが、私の調査では、當時の刑部省在職者中に、廣田、荒木姓の者を見出し得ない。若し、廣田勝規、荒木博臣のことであるならば、共に明治四年七月司法省創設以後任官し、司法權大錄、或は中法官等に在職した人であり、年代的に見て新律綱領の編纂に關係したとは考えられない。

(1) 榎齋翁年譜、歴史地理第二九卷第二號一九三頁。國學者傳記集成」の村岡の項に、この記事をそのまゝ引用している。しかし、彼の著書「明治刑制沿革略」に於て「大博士水本成美、助教鶴田皓二命ジテ編修ヲ兼ネシム」(同書、一三頁)とあり、自分が編修に關係したとけいつていない。

(2) 武藤智雄「明治初年の法律塾」、法律春秋第三卷第二號二〇頁。因みに長岡が警保局長に就任した事實もな

後記。起草委員の略歴を掲げよう。
水本成美 天保三年五月江戸に生れた。字は君之、號は樹堂
通稱は保太郎。松崎樓堂の門に入り、さらに昌平學に學ぶ。
文久二年、薩藩に招聘され漢律改修に従つた。明治維新後、
議政官史官、昌平學校一等教授、大學大博士に進んだが、大
學においては漢學派の巨頭として重きをなし、また律令學の
最高權威者であつた。刑部省へ入つた後は刑部大判事、大法
官、四等判事等を歴任し、元老院議官へ轉じては訴訟法編纂
に従ひ、各種の法律審査委員として立法事業に參與した。十
四年十月、參事院法制部長に進んだが、十七年七月、逝去し
た。五十四歳。その遺著に「武家職官考」(二十二年刊)があ
る。彼の事蹟については次の研究がある。大久保利謙「水本
成美」(傳記第七卷第八・九號)、稿稿「明治法制史上に於け
る水本成美」(明治文化研究会編「明治文化の新研究」所載)

鶴田 皓 天保六年十二月、肥前多久に生れた。字は玄稿、
號は斗南、通稱は豫太郎又け彌太郎。草場佩川、安積良齋の
門に入り、さらに木下犀潭に唐明清律を學ぶ。明治維新後、
昌平學校教授候補、大學少助教を経て刑部省に入り、刑部大
録、司法少判事、明法助に進み、五年六月、歐洲出張、翌年
歸朝後、明法權頭、司法大丞、司法大書記官を歴任、刑法
審査に従う。さらに檢事局長、參事院議官に昇進、商法を初
め各種の法律編纂に參與した。十八年十二月、元老院議官に
轉じたが、二十一年四月、逝去した。五十四歳。彼の傳記と
しては「鶴田皓君略傳」(日本の法律、明治二十一年五月號)
がある。

村田 保 天保十三年十二月、大阪に生れた。幼名淺原虎之
助。江戸若山莊吉に學び、明治維新後、昌平學校教授候補、
大學少助教を経て刑部省に入り、四年二月、刑律質問として
渡英、六年歸朝後、司法省大解部、左院議官、太政官法制官
等を歴任、刑法、治罪法の審査に従う。十三年再度歐洲に行
き、翌年歸朝後、參事院に入つた。さらに元老院大書記官を
經て議官に進み、二十三年、貴族院議員に勅選。その後、法
典調査會委員として各種の立法事業に參與、「法典爭議」の際
に延期派の關將であつた。また再度渡歐の折、グナイスト
の示唆をうけて水産事業に關心を寄せ、日本水産會、水産講
習所の設置その他我が國水産事業の育成、發達に多大の貢獻
があつた。大正二年、政界を引退、大正十四年一月、逝去し

た。八十四歳。彼の著書に「刑法註釋」「治罪法註釋」等、二三の法律書がある。傳記として、「村田水産翁傳」(大正八年)がある。

長野文麿 弘化二年十月、江戸に生れた。通稱卓之允、又け仲三郎。明治元年刑法官に出仕、昌平學校教授試補に轉じた

が再度刑部省に入り、刑部大録、司法省七等出仕を経て、四年十月、歐州出張、六年歸朝後、司法權少判事、權中法官、判事を歴任、十四年十二月、大審院判事在職中、依願免官となつた。その後の消息は不明である。

(二十三年十月十一日稿)